

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 5 年 12 月 8 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（37 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 12 月 8 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる

農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和5年度 第4期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】										5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性						担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者						
17	高坂	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 4人</li> </ul>	(19)	(17)	(2)	(0)	(19)	(5)	(1)	(13)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・作業受託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集落の集積を加速化させ、転作地に特産物である枝豆等を中心に複合経営を樹立する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
20				20	18	2	0	20	5	1	14						
30	文下	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 6人2法人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(15)	(15)	(0)	(0)	(15)	(11)	(2)	(2)	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者と新規就農者が連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
23				23	21	2	0	23	16	3	4						
38	平田	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 5人</li> <li>中心経営体の削除 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 4人</li> </ul>	(18)	(17)	(1)	(0)	(18)	(15)	(0)	(3)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>営農組合は法人化とともに耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開する。</li> <li>新規就農者同士が連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>		
21				21	20	1	0	21	16	0	5						
43	平京田	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(7)	(7)	(0)	(0)	(7)	(4)	(0)	(3)	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大を図りつつ、より効率化した経営をめざす。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。</li> </ul>	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
6				6	6	0	0	6	3	0	3						
46	林崎	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 10人</li> </ul>	(13)	(13)	(0)	(0)	(13)	(10)	(0)	(3)	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開する。</li> <li>新規就農者同士が連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。</li> </ul>	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
13				13	13	0	0	13	10	0	3						

令和5年度 第4期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【 上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値 】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
68	西郷地区砂丘畑  (下川上、下川中、下川下、千安京田、面野山、辻興屋、西沼、長崎、西茨、東茨、道地、七窪)	R5. 12. 8	・中心経営体の追加 3人 ・中心経営体の経営面積合計の修正	(206)	(202)	(4)	(0)	(206)	(157)	(5)	(44)	・概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。 ・耕作放棄地を作付け可能な圃場に直す対策が必要。	・話し合い等により、担い手に集積・集約化する。	メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	・農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。
合計 (前回)				(278)	(271)	(7)	(0)	(278)	(202)	(8)	(68)				
合計 (今回)				292	283	9	0	292	207	9	76				

令和5年度 第4期 鶴岡市人・農地プランの認定について（藤島地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
4	古郡	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(10)	(0)	(0)	(10)	(8)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稻の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。</li> <li>飼料用米もまとまって取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
5	大川渡	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(9)	(1)	(0)	(10)	(8)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
9	越後京田	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(6)	(5)	(1)	(0)	(6)	(4)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
21	下川尻	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(5)	(3)	(2)	(0)	(5)	(4)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。</li> <li>高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
24	関根	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(12)	(10)	(2)	(0)	(12)	(9)	(0)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>大豆機械利用組合が組織化されており、播種、中耕培土、刈取を共同作業で行っている。</li> <li>新規就農を促進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和5年度 第4期鶴岡市人・農地プランの認定について（藤島地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
26	八色木	R5.12.8	・貸付意向農地の追加 3人	(21) 21	(17) 17	(4) 4	(0) 0	(21) 21	(16) 16	(0) 0	(5) 5	・担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
29	上新田	R5.12.8	・中心経営体の引受意向面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 3人	(5) 5	(4) 4	(1) 1	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・今後、新規就農を促進していく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
30	西小路	R5.12.8	・中心経営体の引受意向面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8) 8	(6) 6	(2) 2	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
33	宮東	R5.12.8	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(11) 12	(11) 12	(0) 0	(0) 0	(11) 12	(11) 12	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・後継者（新規就農者）同士で連携し、労働力調整するとともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す。 ・水稲の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を実践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく。 ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
34	下通	R5.12.8	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 3人	(14) 15	(14) 15	(0) 0	(0) 0	(14) 15	(13) 13	(0) 0	(1) 2	・担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。	・これまで集落でまとまって大豆の団地化（ブロックローテーション）に力を入れてきたが、今後とも継続して取り組んでいく。 ・農地の条件整備や環境保全活動に取り組んでいく。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集約し、生産性の向上を図る。 ・特別栽培の拡大により、高付加価値化を図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度 第4期 鶴岡市人・農地プランの認定について（藤島地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
36	東渡前	R5.12.8	・貸付意向農地の追加 1人	(8)	(5)	(3)	(0)	(8)	(5)	(0)	(3)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・地域で転作物のブロックローテーション化に取り組み、生産性の向上を図る。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
37	西渡前	R5.12.8	・中心経営体の経営面積変更 2人 ・中心経営体の引受意向面積変更 2人	(10)	(8)	(2)	(0)	(10)	(7)	(0)	(3)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・今後、地域の中心となる経営体については、規模拡大を視野に入れているものの、集落内、その他の農業者については、しばらく現状維持と思われる。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
38	和名川	R5.12.8	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 1人	(13)	(11)	(2)	(0)	(13)	(12)	(0)	(1)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
41	新屋敷	R5.12.8	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の引受意向面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8)	(7)	(1)	(0)	(8)	(8)	(0)	(0)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大する農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・後継者（新規就農者）同士で連携し、生産技術や経営技術の習得をとにも目指す。 ・水稲の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を実践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく。 ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。 ・集落（近隣）の畜産農家へ引き続き飼料作物を提供していく。 ・直播栽培にも引き続き取り組み、低コスト化に努める。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度 第4期 鶴岡市人・農地プランの認定について（藤島地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
44	上荒俣	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(10)	(9)	(1)	(0)	(10)	(5)	(0)	(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
48	大半田	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(7)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農を促進する。</li> <li>・野菜・花の高付加価値化を目指す。</li> <li>・先に立つ人が育ててくれれば、集落営農を目指すことも考えられる。</li> <li>・今後は離農する人、規模拡大する人の2極化が進むと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
合計（前回）				(160)	(138)	(22)	(0)	(160)	(129)	(0)	(31)				
合計（今回）				167	141	26	0	167	135	0	32				

令和5年度 第4期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
2	玉川・清水	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(10)	(0)	(0)	(10)	(10)	(0)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
				10	10	0	0	10	10	0	0				
5	町屋・染興屋・川行	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 5人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(22)	(21)	(1)	(0)	(22)	(12)	(0)	(10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・農業者同士が連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
				21	20	1	0	21	12	0	9				
7	仙道	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(13)	(10)	(3)	(0)	(13)	(11)	(1)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地の集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・農機具の共同化によるコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
				13	10	3	0	13	11	1	1				



令和5年度 第4期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
9	川代山	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(11)	(10)	(1)	(0)	(11)	(7)	(0)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>新規就農者同士が連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携するもの(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理、集落営農オペレータ等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
17	細谷・押口	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(6)	(4)	(0)	(10)	(10)	(0)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
21	泉野	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(7)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>遊休農地を再生利用し、経営安定を図る。</li> <li>新規就農者と連携し、生産、労働力、経営管理技術の修得を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	

令和5年度 第4期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
34	西荒川	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 5人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(19)	(16)	(3)	(0)	(19)	(15)	(0)	(4)	・担い手にはいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
20	17	3	0	20	16	0	4							
35	白山	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(7)	(5)	(2)	(0)	(7)	(7)	(0)	(0)	・担い手にはいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	6	2	0	8	8	0	0							
40	中里	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(7)	(7)	(0)	(0)	(7)	(4)	(1)	(2)	・担い手にはいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・集落農業者の高齢化に伴い、地域の農業の担い手への集積が図られ持続可能な農業経営を实践するため、新規就農者を中心とした法人化に向けた取り組みを行う。 ・農地中間管理機構へ農地を貸し付け、新規就農者が中心となった法人への集積を行い、将来にわたって持続可能な農業経営を行い、次世代につないでいく。 ・生産品目の明確化による複合経営を行い、高付加価値化を加えたうえで、6次産業化に向けた取り組みを行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	8	0	0	8	4	1	3							
合計(前回)				(108)	(94)	(14)	(0)	(108)	(83)	(2)	(23)			
合計(今回)				110	96	14	0	110	85	2	23			

令和5年度 第4期 鶴岡市「人・農地プラン」の認定について（楡引地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	5. 地域農業の将来のあり方	6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性								
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
3	常盤木	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(12)	(12)	(0)	(0)	(12)	(9)	(1)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲では、特別栽培による良食味米の生産に取り組む。</li> <li>果樹については、大玉ブドウや食味等消費者の嗜好に添った品種の生産への転換を進める。</li> <li>産直施設の活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
5	板井川	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(14)	(14)	(0)	(0)	(14)	(13)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営の確立をする。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う。</li> <li>中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稲刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る。</li> <li>大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す。</li> <li>中心となる経営体のうち水稲自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る。</li> <li>果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する。</li> <li>担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
6	西片屋	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕地面積の変更(非農地判断)</li> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の削除 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(16)	(15)	(1)	(0)	(16)	(13)	(0)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する。</li> <li>果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ。</li> <li>野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
合計(前回)				(42)	(41)	(1)	(0)	(42)	(35)	(1)	(6)					
合計(今回)				42	40	2	0	42	37	0	5					

令和5年度 第4期 鶴岡市「人・農地プラン」の認定について（朝日地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
2	東岩本	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(17)	(14)	(3)	(0)	(17)	(11)	(0)	(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>新規青年就農者に農地を集積していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				17	14	3	0	17	11	0	6				
4	本郷	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 7人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(28)	(26)	(2)	(0)	(28)	(12)	(0)	(16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲、そばを中心に作付けする。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>複合経営に取り組み、利益の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				27	26	1	0	27	11	0	16				
5	名川	R5.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の引受意向面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(15)	(13)	(2)	(0)	(15)	(6)	(0)	(9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>新規青年就農者に農地を集積していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				15	13	2	0	15	6	0	9				
			合計（前回）	(60)	(53)	(7)	(0)	(60)	(29)	(0)	(31)				
			合計（今回）	59	53	6	0	59	28	0	31				